

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

地方税法改正案

Q :平成20年度の地方税の改正案が出されたようですが、どのような内容になっていますか？

A :寄附金控除の拡充や証券税制の見直し、公益法人税制の見直し、住宅の省エネ改修や長期優良住宅の固定資産税の特例の創設などが盛り込まれています。

【解説】

さきごろ、平成20年度の地方税制改正に関する法案「地方税法等の一部を改正する法律案」などが国会に提出されました。

主な内容には、寄附金控除の拡充や証券税制の見直し、公益法人税制の見直し、住宅の省エネ改修や長期優良住宅の固定資産税の特例の創設などが盛り込まれています。

寄附金控除の拡充では、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市町村の条例によって指定したものを追加し、所得控除から税額控除方式に改正、控除対象限度額を総所得金額の30%へ引き上げ、適用下限額を5千円から10万円とされました。

証券税制の見直しでは、上場株式等の配当・譲渡益課税にかかる現行の軽減税率3%を20年度末で廃止し、5%とされますが、21.22年中の配当100万円、譲渡益500万円までについては経過規定として3%の特例が設けられます。また、21年以後の配当所得については、総合課税と申告分離課税の選択が可能になり、22年以後は上場株式の譲渡損失と配当所得との損益通算が認められるようになります。

